

清瀬市みどりの管理方針（案）

清瀬市には、雑木林・農地・屋敷林が一体化した武蔵野の面影を残す風景、病院内の緑地、河川沿いのみどりが豊富で、市街地にも多く残されています。世論調査の結果からも、市民がみどりに高い関心をもっていることが分かり、これまで「清瀬市みどりの基本計画」を中心に保全策を講じてきました。

しかし、みどりの維持管理の基準や方法については、市、近隣住民、利用者などの立場により考え方が様々あり、共生を続けていくためには、相互の理解を深めていく必要があります。また、現在の管理作業は、苦情先行の対応や個人の経験・知識に頼る部分が多く、みどりの管理体制の維持・改善も必要です。そのためには、管理基準・計画を作成し、近隣住民など関係者に理解を促すとともに、対象区域の管理計画⇒実行⇒評価・検証、課題の発見・改善策の発案⇒計画の改善、というサイクルの中で、維持管理の質を高めていくことが課題になります。

この方針は、「清瀬市みどりの基本計画」を実行に移すため、みどりの類型毎のあるべき姿、現在の課題、管理基準、管理方法について共通理解を深めるためのものです。そして、これから場所に見合った管理計画を作成するにあたっての基本方針となることを目的としています。

1 雑木林

(1) 平地林

ア あるべき姿

武蔵野のみどりを象徴するクヌギ・コナラ主要の雑木林として維持することにより、生物多様性の保全とともに清瀬独特の郷土景観を醸成し、市民の癒しの空間、環境学習などの貴重な場として保全を図ります。

生物多様性の保全に関しては、キンラン・ギンラン・キツネノカミソリなどの貴重な植生や在来種について現地調査を行い、実際の管理に携わる作業人員や時間を考慮して、質を重視した選択的な保護を行っていきます。

イ 現状の課題

民有地との境界付近は、樹木による落ち葉、日影、倒木の危険性、越境枝などの問題を抱えています。その原因としては、落ち葉やまき材などの利用が減り、更新されなくなった樹木の老木・高木化によるものです。

そのほか、春～秋を中心に通路や境界付近の下草の繁茂が課題です。

ウ 通常の方法、課題への対策

年間計画：通路沿い、民有地境界付近では、笹・下草刈りを計画的に行います。

越境枝の剪定や通路の支障枝には、近隣住民や利用者の安全を考慮し、適宜対応します。保護すべき植生の群生地は、落葉かき、下草刈りを行い、その他は自然に任せて、野生動物のすみかやエサの収穫場所となるヤブとして残します。

また、日影や落ち葉の軽減を目的とする樹木剪定・伐採は行わない一方、今後は境界付近への植樹は避け、住宅付近で高木となる可能性のあるものは、早期に移植などを検討します。

長期計画：①萌芽更新

およそ20年間隔で萌芽更新を実施します。場所により、計画年数や伐採の順序を考慮し、実生の育成と補植も検討します。

萌芽更新区域は、2年間放置後、笹刈り・モヤ分けなどの作業を開始します。

②間伐

広場や公園として利用される大きなスペースでは、シンボルとなる少数の大木を残した明るい大径木林とすることを検討します。

神山・下清戸道東特緑保、中里一丁目緑地、野塩一丁目緑地などを想定

(2) 斜面林

柳瀬川崖線緑地(台田の杜)、中里六丁目市有林、旭が丘崖線緑地などを想定

ア あるべき姿

人の立ち入りや開発が少なく、カタクリなどの貴重な植生を残しています。多様性が高い場所は、今後も下草刈りや落ち葉かきなど、手を入れて保全に努めます。また、崖地のみどりは浸食や崩落を防ぐ役割もあるため、手入れが行き届かない範囲は常緑樹林やヤブに誘導していくなど、今後もみどりの維持に努めます。

イ 現状・課題

管理不足から、崖下へ傾いている樹木もあり、強風や降雪により倒木や枝折れが発生しています。斜面への影響も考慮しつつ、管理を行う必要があります。

ウ 通常の方法・対策

場所により、下草刈り、落葉かきなどの林床管理を行い、管理が行き届かない場所は、放置型へ誘導し、ヤブや常緑樹林化を図ります。

崖下へ傾いている樹木は、通行人や近隣住民の安全を考慮し、適宜対応します。

(3) 竹林

台田の杜などを想定

ア あるべき姿

適度な間隔を保ち、見通しの良い竹林にします。

イ 現状・課題

発生材の処分方法が課題です。

ウ 通常の方法・対策

夏季に間伐を行います。

- ・タケノコ刈りによる高木化の防止
- ・伐採したタケの利用(市民への配布など)

2 公園・児童遊園

(1) 現状とあるべき姿

これまでは、周辺の環境や公園の規模に関わらず、自然に任せた管理をしてきました。公園の新設時も樹種や植栽位置については特に規定はありませんでした。多くの公園が設置から時間が経ち、越境枝、高木化による落ち葉などの苦情が増加しているのが現状です。

今後は計画的な植生管理により、都市環境の保全、生物のすみか、憩いの場、景観形成という公園の役割の充実とともに、公園の周辺環境に合わせた対応を検討します。

(2) 公園の分類

- ・自然の中にあるもの
- ・住宅に囲まれたもの 大きな面積
小さな面積

(3) 分類ごとの管理方法、課題への対策

- ・面積や立地に合った樹種・本数、樹木の大きさ
- ・敷地境界付近
- ・その他

(4) 樹種ごとの対応

ツバキ、サザンカなど、害虫が繁殖したり、藤など繁茂してしまうものは、特に注意をして、計画的に管理作業をする必要があります。新しく植える場合には、計画的な管理をしていけるか、検討する必要があります。

3 街路樹

(1) けやき通り

ア 現状

市のシンボルロードとして、四季の景観を楽しませている一方、高木・老木化、落ち葉、根浮き、強風などの折れ枝落下、沿線の建物への越境枝が課題です。

イ 管理方法、課題への対策

現在あるものについては、数年単位での計画的な剪定を実施します。
今後は、樹木の間引きや樹種の検討を行います。

(2) その他 (旭が丘通りなど)

(3) 都道 (志木街道、小金井街道、新小金井街道)

4 公共施設

(1) 学校

ア 現状

計画的な管理が不足しており、不定期に強剪定を行っているため、時期によっては樹形が崩れている場合もあります。

イ 管理方法、課題への対策

これまでの剪定頻度や有識者の意見から、管理計画を作成し、樹形を保った維持管理ができるように努めます。

(2) 郷土博物館

ア 現状

イ 管理方法、課題への対策

(3) 地域市民センター

ア 現状

イ 管理方法、課題への対策

(4) 児童センター

ア 現状

イ 管理方法、課題への対策

5 河川沿いや緑道などのみどり

(1) 柳瀬川

(2) 空堀川

6 農地

後継者不足による農地の減少（相続税の問題）

7 病院街

市のみどりの拠点の一つとして、現状維持を目標とします。そのために、貴重なみどりを残す関係機関への要請を行います。

現在行っている紫陽花ロード事業は継続し、5月の下草刈り、7月のアジサイ剪定を行います。課題は作業者の減少のため、近隣自治会などへの呼びかけなどを行います。

8 屋敷林

あるべき姿

市のみどりの拠点の一つとして、身近なみどりとして、景観や都市環境の保全の役割を果たしているため、現状維持を目標とします。

課題

木材の利用がなくなり、更新が途絶える傾向にあります。

近隣から落葉などの苦情があり、伐採せざるをえない状況もあります。

対策

保存樹木の指定とともに、樹名板の設置により、所有者や地域の方への理解に努めます。

9 神社・仏閣

10 集合住宅（マンション・団地など）

11 国の管理地（軍用地など）